

令和2年第1回定例市議会議案

(そ の 2)

岸 和 田 市

令和 2 年第 1 回定例市議会議案（その 2）

議 案 番 号	件 名	備考・頁
議 案 第 19 号	岸和田市健全な財政運営に関する条例の制定について	P. 1
議 案 第 20 号	職員の服務の宣誓に関する条例等の一部改正について	P. 7
議 案 第 21 号	岸和田市事務分掌条例の一部改正について	P. 13
議 案 第 22 号	岸和田市附属機関条例及び特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	P. 17
議 案 第 23 号	一般職の職員の給与に関する条例及び岸和田市上水道事業及び下水道事業に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について	P. 21
議 案 第 24 号	一般職の職員の給与に関する条例及び会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について	P. 27
議 案 第 25 号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	P. 59
議 案 第 26 号	岸和田市手数料条例の一部改正について	P. 63
議 案 第 27 号	岸和田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る手数料に関する条例及び岸和田市低炭素建築物新築等計画の認定等に係る手数料に関する条例の一部改正について	P. 67
議 案 第 28 号	岸和田市立総合通園センター条例の一部改正について	P. 79
議 案 第 29 号	岸和田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について	P. 83
議 案 第 30 号	岸和田市立消費生活センター条例の一部改正について	P. 87
議 案 第 31 号	岸和田市営住宅条例の一部改正について	P. 91
議 案 第 32 号	岸和田市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について	P. 95

議 案 番 号	件 名	備考・頁
議 案 第 33 号	岸和田市消防関係事務手数料条例の一部改正について	P. 99
議 案 第 34 号	岸和田市下水道条例の一部改正について	P. 103
議 案 第 35 号	令和 2 年度岸和田市一般会計予算	別冊
議 案 第 36 号	令和 2 年度岸和田市国民健康保険事業特別会計予算	〃
議 案 第 37 号	令和 2 年度岸和田市自転車競技事業特別会計予算	〃
議 案 第 38 号	令和 2 年度岸和田市土地取得事業特別会計予算	〃
議 案 第 39 号	令和 2 年度岸和田市後期高齢者医療特別会計予算	〃
議 案 第 40 号	令和 2 年度岸和田市介護保険事業特別会計予算	〃
議 案 第 41 号	令和 2 年度岸和田市財産区特別会計予算	〃
議 案 第 42 号	令和 2 年度岸和田市上水道事業会計予算	〃
議 案 第 43 号	令和 2 年度岸和田市下水道事業会計予算	〃
議 案 第 44 号	令和 2 年度岸和田市病院事業会計予算	〃

議案第19号

岸和田市健全な財政運営に関する条例の制定について

岸和田市健全な財政運営に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 2 年 2 月 20 日 提出

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市健全な財政運営に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市が社会経済情勢の変化や市域の実情に応じた必要な施策を自主的かつ総合的に実施するため、市の財政運営に関し基本的事項を定めることにより、健全で、かつ、規律ある財政運営を行い、もって市民福祉の向上に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 市の財政運営は、継続して適切に市民サービスを提供していくため、健全で規律をもって行われなければならない。

2 市の財政運営は、将来の世代に過度な負担を先送りすることのないよう行われなければならない。

3 市の財政運営は、中長期的な見通しを持ち、かつ、計画的に行われなければならない。

4 市の財政運営は、市民の市政への関心及び理解を深め、その信頼を向上させるため、財政に関する情報を公表し、透明性をもって行われなければならない。

(市長の責務)

第3条 市長は、前条の基本理念に基づき、事務の必要性及び緊急性並びに財政運営の持続可能性を総合的に勘案し予算の調製及び適正な執行を行うことにより、健全で、かつ、規律ある財政運営を行わなければならない。

(歳入及び歳出のあり方)

第4条 市長は、歳入にあつては、確実に見込まれる妥当な金額の算定に努めるとともに、歳出にあつては、歳入の状況を勘案しつつ、市民福祉の向上のために必要であり、かつ、事務の実施の方法が効果的かつ効率的となっていることを確認した上で、予算を調製するものとする。

2 市は、歳入にあつては、市税及びその他の収入の維持及び増収並びに適切な徴収に努め、歳出にあつては、効果的かつ効率的な予算執行に努めなければならない。

(新規事務に係る財源の確保)

第5条 市は、予算を伴う事務を新たに実施しようとするときは、財政的な負担に留意し、原則として、当該事務の実施に要すると見込まれる経費に充てるための安定的な財源の確保に努めなければならない。

2 前項に規定する安定的な財源の確保に当たっては、支出の見直しについての検討も含むものとする。

(使用料等の適正化)

第6条 市は、使用料及び手数料について、受益と負担の関係を考慮し、必要な適正化を

図らなければならない。

（補助金等の適正化）

第7条 市は、補助金等について、公益性、有効性、公平性、適格性及び透明性の観点から、必要な適正化を図らなければならない。

（反復継続した単年度貸付けの禁止）

第8条 市は、市以外の者に対し、単年度貸付け（貸付けを行う年度中に貸付元金の全額又は大部分の額の償還を見込んで行う貸付けをいう。）を反復し、かつ、継続して行わないものとする。ただし、確実な金融機関に預託するために行う貸付けについては、この限りでない。

（会計年度を超える基金からの借入れの禁止）

第9条 市は、基金に属する現金について、歳計現金に繰り替えて当該会計年度内に必要となる一時的な資金に充てる場合を除き、会計年度を超えて借り入れて歳入の不足に充てないものとする。

（損失補償の原則禁止）

第10条 市は、市以外の者の債務に関して、債権者その他の者に対し、あらかじめ損失補償の債務を負担しないものとする。ただし、債務を負担する必要性、当該市以外の者の財務状況及び損失補償に係る事業の採算性、補償する損失の範囲、補償の限度額の妥当性、損失の確定の時期、債務を負担する場合に財政運営に与える影響その他必要な事項に関し検討を行った結果、やむを得ない理由があると認められる場合に限り、これらの事項を明らかにした上で債務を負担することができる。

（財政調整基金）

第11条 市は、市税収入の急激な減少、災害復旧その他臨時的な歳入の減少又は歳出の増加に対応するため、財政調整基金を留保し、かつ、必要に応じて積み立てるよう努めなければならない。

（市債）

第12条 市は、市債を起こす場合には、市債を財源として実施する事業の必要性について精査するとともに、市債の償還に係る負担の増加が将来における健全な財政運営を損なうことのないよう留意しなければならない。

（資産及び負債の管理）

第13条 市は、将来の人口動向や社会経済情勢の変化に留意し、公共施設等市の資産について、効果的かつ効率的な管理に努めなければならない。

2 市は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第2条第4号イからヌまでに掲げる額について負債として管理し、当該負債の額が将来の財政構造

の健全性を著しく損なわないよう努めなければならない。

(財政計画の策定及び公表)

第14条 市長は、持続的かつ計画的な財政運営に資するため、財政計画を策定し、公表する。

(財政指標)

第15条 市は、財政運営の継続的安定性を強化するため、財政指標を定める。

2 前項に規定する財政指標に目標値を設定し、財政計画の内容として公表する。

(財政指標抵触基準の設定)

第16条 市長は、前条の財政指標に、抵触基準を設ける。

2 市長は、前項の抵触基準に該当した場合、財政運営安定化のため、速やかにその対策を立て、これを公表しなければならない。

(職員の状況認識の共有)

第17条 市長は、職員に対し、財政の現況及び将来の見通しについて周知徹底を図るよう努めなければならない。

(財政状況の説明の工夫)

第18条 市は、市民にとっての財政状況のより良い理解に資するため、公表資料についてわかりやすく工夫するよう努めるものとする。

(財政状況の公表)

第19条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項に規定する財政状況に関する説明書を作成し、毎年度9月及び3月に公表する。

2 前項に規定する説明書に次の事項を記載する。

- (1) 予算の使用状況
- (2) 税その他収入状況
- (3) 財産等の現在高
- (4) 公債及び一時借入金の現在高
- (5) その他財政に関すること

(財務書類等の作成と公表)

第20条 市長は、毎年度、次の各号に掲げる財務書類等を作成し、公表する。

- (1) 貸借対照表
- (2) 行政コスト計算書
- (3) 純資産変動計算書
- (4) 資金収支計算書
- (5) その他規則で定めるもの

2 前項第1号から第4号までに掲げる書類は、次に掲げる区分に応じて作成する。

- (1) 一般会計及び地方公営事業会計以外の特別会計からなる財務書類
- (2) 前号の書類に地方公営事業会計を加えた全体財務書類
- (3) 前号の書類に市が加入する一部事務組合及び市がその資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人の会計を連結して記載した財務書類
(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(市財政状況説明に関する条例の廃止)

2 市財政状況説明に関する条例（昭和23年条例第4号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に会計年度を超えて一般会計の歳入の不足に充てるため現金を借り入れた基金については、この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、第9条の規定は適用しない。

議案第20号

職員の服務の宣誓に関する条例等の一部改正について

職員の服務の宣誓に関する条例等の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 2 年 2 月 20 日 提出

岸和田市長 永 野 耕 平

職員の服務の宣誓に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第1条 職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第2条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1号を加える。

(5) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額

(特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「社会教育指導員」を「自然資料館長」に改め、同条第2項中「及びスポーツ推進委員」を「、スポーツ推進委員、保育所内科嘱託医、保育所歯科嘱託医及び総合通園センター内科嘱託医」に改め、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 学校医（内科、耳鼻科及び眼科）、学校歯科医及び学校薬剤師の報酬は、毎年度9月及び3月にこれを支給する。

別表第3号の表審理員の項の次に次のように加える。

保育所内科嘱託医	1施設につき	年額	156,200円	上記に同じ
保育所歯科嘱託医	上記に同じ	年額	156,200円	上記に同じ
総合通園センター 内科嘱託医		年額	361,200円	上記に同じ
学校医（内科）	1校につき（幼稚園にあっては、小学校に含むものとする。）	年額	375,400円	上記に同じ

学校医（耳鼻科及び眼科）		年額	375,400円に健康診断を受けた者1人につき350円を加算した額	上記に同じ
学校歯科医	1校につき（幼稚園にあっては、小学校に含むものとする。）	年額	319,800円	上記に同じ
学校薬剤師	上記に同じ	年額	192,000円	上記に同じ
自然資料館長		月額	200,000円	職員旅費条例に定める旅費相当額

別表第3号の表備考に次の1項を加える。

6 学校薬剤師の報酬は、岸和田市立岸城幼稚園、岸和田市立東光幼稚園及び岸和田市立城北幼稚園にあっては、それぞれ1校とみなしてこれを支給する。

（会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正）

第4条 会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第18条を第20条とし、第17条を第19条とし、第16条を第18条とする。

第15条各号列記以外の部分中「第12条第2項」を「第13条第2項」に改め、同条第2号中「第12条第1項第1号」を「第13条第1項第1号」に改め、同条第3号中「第12条第1項第2号」を「第13条第1項第2号」に改め、同条を第17条とする。

第14条第2項中「緊急その他やむを得ない理由により出張を命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対しては」を「パートタイム会計年度任用職員が緊急その他やむを得ない理由により出張し、又は赴任した場合には」に改め、同条を第16条とする。

第13条を第15条とし、同条の前に次の1条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員のうち医師等の報酬）

第14条 前条第1項第2号及び前条第2項から第6項までの規定にかかわらず、時間で報酬を支給するパートタイム会計年度任用職員のうち次の各号に掲げる職の報酬については、当該各号に掲げる額の範囲内において、市長が定めるものとする。

(1) 病院に勤務する医師及び歯科医師 月額 1,500,000円

(2) 病院に勤務する心理職 月額 150,000円

第12条に次の1項を加える。

6 特殊勤務に従事したパートタイム会計年度任用職員に対しては、当該勤務に対する報酬を支給する。この場合において、第11条の規定を準用する。

第12条を第13条とする。

第11条中「緊急その他やむを得ない理由により出張を命ぜられたフルタイム会計年度任用職員に対しては」を「フルタイム会計年度任用職員が緊急その他やむを得ない理由により出張し、又は赴任した場合には」に改め、同条を第12条とする。

第10条の次に次の1条を加える。

(特殊勤務手当)

第11条 特殊勤務に従事したフルタイム会計年度任用職員に対しては、職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年条例第17号。以下「特殊勤務手当条例」という。）の規定による職員の特殊勤務手当の例により特殊勤務手当を支給する。この場合において、特殊勤務手当の種類、支給額及び支給方法は、規則で別に定める。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第5条 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第16号中「救急医療」を「休日又は夜間における救急医療による入院業務」に改める。

第19条の見出し中「救急医療」を「休日又は夜間における救急医療による入院業務」に改め、同条第1項中「救急医療」を「休日又は夜間における救急医療による入院業務」に、「が救急医療業務」を「で休日又は夜間に救急医療のため市民病院に待機を命じられた医師が入院患者の受入業務」に改め、同条第2項中「勤務1回」を「入院患者1人」に、「20,000円」を「4,000円」に改める。

(岸和田市上水道事業及び下水道事業に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第6条 岸和田市上水道事業及び下水道事業に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び岸和田市一般職の任期付職員の採用に関する条例」を「、岸和田市一般職の任期付職員の採用に関する条例」に改め、「第4条の規定により採用された職員」の次に「、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員、同法第22条の3第4項の規定により臨時的に任用された者及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第2号の規定により臨時的に任用され

た者」を加える。

第17条を削る。

第18条に次の2項を加える。

5 第4条、第5条、第5条の3、第7条、第10条から第11条の2まで及び第13条から第14条までの規定は、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員には適用しない。

6 第4条、第5条、第5条の3、第11条の2及び第13条の規定は、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員には適用しない。

第18条を第17条とし、第19条を第18条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

議案第21号

岸和田市事務分掌条例の一部改正について

岸和田市事務分掌条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 2 年 2 月 20 日 提出

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市事務分掌条例の一部を改正する条例

岸和田市事務分掌条例（昭和49年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条中「子育て応援部」を「子ども家庭応援部」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第22号

岸和田市附属機関条例及び特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

岸和田市附属機関条例及び特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和2年2月20日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市附属機関条例及び特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(岸和田市附属機関条例の一部改正)

第1条 岸和田市附属機関条例（平成15年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表岸和田市補助金、負担金等適正化委員会の項の次に次のように加える。

岸和田市新庁舎設計及び施工事業者選定委員会	本市新庁舎の設計及び施工に係る事業を委託する事業者の選定基準の策定及び当該事業者の選定に関する事項についての調査審議に関する事務	6人以内
-----------------------	--	------

別表第1項の表岸和田市立幼稚園及び保育所あり方検討委員会の項の次に次のように加える。

岸和田市幼保連携型認定こども園設置運営事業者選定等委員会	幼保連携型認定こども園を設置運営する事業者の選定基準の策定及び当該事業者の選定その他当該事業者に関する事項についての調査審議に関する事務	5人以内
------------------------------	--	------

(特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第2号の表補助金、負担金等適正化委員会委員の項の次に次のように加える。

新庁舎設計及び施工事業者選定委員会委員	日額	9,000円	上記に同じ
---------------------	----	--------	-------

別表第2号の表幼稚園及び保育所あり方検討委員会委員の項の次に次のように加える。

幼保連携型認定こども園設置運営事業者選定等委員会委員	日額	9,000円	上記に同じ
----------------------------	----	--------	-------

(岸和田市附属機関条例の一部改正)

第3条 岸和田市附属機関条例の一部を次のように改正する。

別表第1項の表岸和田市新庁舎設計及び施工事業者選定委員会の項を削る。

(特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように

改正する。

別表第 2 号の表新庁舎設計及び施工事業者選定委員会委員の項を削る。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条及び第 4 条の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

議案第23号

一般職の職員の給与に関する条例及び岸和田市上水道事業及び下水道事業に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

一般職の職員の給与に関する条例及び岸和田市上水道事業及び下水道事業に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和2年2月20日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

一般職の職員の給与に関する条例及び岸和田市上水道事業及び下水道事業に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「通勤手当」の次に「、単身赴任手当」を加える。

第3条の次に次の1条を加える。

(市長の要請又は人事交流等により新たに職員となった者の給料)

第3条の2 市長の要請又は人事交流等により国家公務員又は他の地方公共団体の公務員であった者（以下この条において「前所属職員」という。）から引き続き職員となった者の給料については、第2条、第3条、第4条及び第10条第3項の規定にかかわらず、その者が引き続き職員となった日以後において、前所属職員であった場合に支給されることとなる給料との均衡を考慮して、市長が別に定めることができる。

第14条の3第2項中「100分の6」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める割合」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 医療職給料表（一）の適用を受ける職員 100分の16
- (2) 東京都特別区内にある勤務場所に勤務する職員 100分の20
- (3) 前2号に掲げる職員以外の職員 100分の6

第14条の3第3項を削る。

第14条の4第1項に次の2号を加える。

- (3) 第16条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員（以下「単身赴任職員」という。）であってその配偶者が居住するため住宅を借り受け、月額4,000円を超える家賃を支払っている職員には、第1号の規定の例により算出した額の2分の1の額
- (4) 単身赴任職員であってその配偶者が居住するため住宅を借り受け、月額4,000円以下の家賃を支払っている職員には、第2号の規定の例により算出した額の2分の1の額

第16条の次に次の1条を加える。

(単身赴任手当)

第16条の2 単身赴任手当は、勤務場所を異にする異動又は勤務場所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は勤務場所の移転の直前の住居から当該異動又は

勤務場所の移転の直後の勤務場所に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に対して支給する。ただし、配偶者の住居から勤務場所に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額、30,000円（規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が規則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて規則で定める額を加算した額）とする。

3 国家公務員又は他の地方公共団体の公務員であった者から引き続き行政職給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後の勤務場所に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とするもの（任用の事情等を考慮して、規則で定めるものに限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（岸和田市上水道事業及び下水道事業に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第2条 岸和田市上水道事業及び下水道事業に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「通勤手当」の次に「、単身赴任手当」を加える。

第5条の3中「ため」の次に「又は第6条の2の規定により単身赴任手当を支給される職員であってその配偶者が居住するため」を加える。

第6条の次に次の1条を加える。

（単身赴任手当）

第6条の2 単身赴任手当は、勤務場所を異にする異動又は勤務場所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は勤務場所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務場所の移転の直後の勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に対して支給する。ただし、配偶者の住居から勤務場所に通勤することが、通勤距離等を考慮して困

難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、前項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第1条中一般職の職員の給与に関する条例第3条の次に1条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第3条の2の規定は、平成31年4月1日から適用する。

議案第24号

一般職の職員の給与に関する条例及び会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について

一般職の職員の給与に関する条例及び会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 2 年 2 月20日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

一般職の職員の給与に関する条例及び会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第14条の2第1項第1号中「414,300円」を「414,800円」に改める。

第14条の4を次のように改める。

(住居手当)

第14条の4 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員
- (2) 第16条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額に相当する額

ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額

イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額

- (2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し、必要な事項は、別に市長が定める。

第23条第1項中「21,000円」を「22,000円」に改める。

第25条第2項中「6月に支給する場合においては100分の122.5を、12月に支給する場合においては100分の137.5」を「100分の130」に改め、同条第3項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」を「100分の130」

とあるのは「100分の72.5」に改め、同条第4項中「100分の122.5」とあり、及び「100分の137.5」とあるのは「100分の165」を「100分の130」とあるのは「100分の170」に改める。

第26条第2項第1号中「100分の90」を「100分の95」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の45」に改める。

附則第20項（見出しを含む。）中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附則第21項（見出しを含む。）中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同項の表を次のように改める。

行政職給料表1等級 消防職給料表1等級 医療職給料表（二）特1等級	100分の130	100分の120.9
行政職給料表2等級 消防職給料表特2等級 医療職給料表（二）1等級	100分の130	100分の123.5

附則第22項（見出しを含む。）中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附則に次の2項を加える。

（教育職給料表（一）又は教育職給料表（二）の適用を受ける職員の給料月額等に関する特例）

23 別表第3の規定にかかわらず、その者が属する職務の級及びその受ける号給が次の表に掲げられている職員の給料月額は、当分の間、給料表、職務の級及び号給の区分に応じて次の表に定める額とする。

（単位：円）

給料表	ア 教育職給料表（一）		イ 教育職給料表（二）	
等級	2等級	3等級	2等級	3等級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	191,400	158,700	174,500	158,700
2	194,200	160,200	176,500	160,200
3	196,900	161,700	178,600	161,700
4	199,600	163,200	180,700	163,200
5	202,400	164,900	182,600	164,900

6	204, 100	166, 800	184, 800	166, 800
7	205, 700	168, 600	187, 000	168, 600
8	207, 400	170, 400	189, 200	170, 400
9	209, 100	172, 200	191, 400	172, 200
10	209, 100	174, 200	194, 200	174, 200
11	209, 100	176, 200	196, 900	176, 200
12	209, 100	178, 100	199, 600	178, 100
13		180, 000	202, 400	180, 000
14		182, 200	204, 100	182, 200
15		184, 400	205, 700	184, 400
16		186, 600	207, 400	186, 600
17		188, 800	209, 100	188, 800
18		191, 400	209, 100	191, 400
19		193, 900	209, 100	193, 900
20		196, 300	209, 100	196, 300
21		198, 800		198, 800
22		200, 500		200, 500
23		202, 100		202, 100
24		203, 800		203, 800
25		205, 300		205, 300
26		205, 300		205, 300
27		205, 300		205, 300
28		205, 300		205, 300

24 別表第3イの規定にかかわらず、第3条第1項第3号イの適用を受ける職員であつて、その属する職務の級及びその受ける号給が次の表に掲げられているものの給料月額は、当分の間、号給の区分に応じて次の表に定める額とする。

(単位：円)

等級	3 等級
号給	給料月額
126	311, 100
127	311, 300
128	311, 500

129	311, 700
130	311, 900
131	312, 100
132	312, 300
133	312, 500
134	312, 700
135	312, 900
136	313, 100
137	313, 300
138	313, 500
139	313, 700
140	313, 900
141	314, 100
142	314, 300
143	314, 500
144	314, 700
145	314, 900
146	315, 100
147	315, 300
148	315, 500
149	315, 700
150	315, 900
151	316, 100
152	316, 300
153	316, 500
154	316, 700
155	316, 900
156	317, 100
157	317, 300

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

（単位：円）

区分	等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級	8 等級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	357,000	291,900	283,400	243,500	234,100	203,800	187,200	146,100
	2	359,700	294,400	285,600	245,000	235,900	205,700	188,700	147,200
	3	362,400	296,900	287,900	246,600	237,600	207,600	190,400	148,400
	4	365,100	299,500	290,100	247,900	239,300	209,400	192,200	149,500
	5	367,600	302,100	292,400	249,400	241,100	211,300	193,900	150,600
	6	370,400	304,600	294,600	250,800	242,800	213,200	195,500	151,700
	7	373,100	307,200	296,800	252,100	244,400	215,100	197,300	152,800
	8	375,600	309,700	299,100	253,500	246,200	216,800	199,100	153,900
	9	378,300	312,300	301,400	255,000	247,900	218,500	200,900	154,900
	10	381,000	314,900	303,700	256,500	249,800	220,300	202,400	156,300
	11	383,700	317,400	305,900	258,200	251,400	222,200	204,200	157,600
	12	386,400	319,900	308,000	260,000	252,900	224,000	206,000	158,900
	13	389,200	322,500	310,200	261,600	254,700	225,800	207,800	160,100
	14	391,900	325,000	312,500	264,200	256,500	227,700	209,400	161,600
	15	394,500	327,600	314,800	266,000	258,400	229,600	211,200	163,100
	16	397,200	330,100	317,100	267,800	260,200	231,500	213,000	164,700
	17	400,000	332,700	319,200	269,900	262,100	233,100	214,800	165,900
	18	402,700	335,200	321,400	271,600	264,200	234,600	216,200	167,400
	19	405,500	337,800	323,700	273,400	266,000	236,200	218,000	168,900
	20	408,200	340,300	325,900	275,200	267,800	237,600	219,700	170,400
	21	410,800	342,900	328,100	277,200	269,900	239,300	221,500	171,700
	22	413,600	345,400	330,100	279,200	271,600	240,800	223,200	174,400
	23	416,000	348,000	332,300	281,200	273,400	242,400	224,900	177,000
	24	418,600	350,500	334,500	283,100	275,200	243,500	226,500	179,600
	25	421,100	353,100	336,400	285,000	277,200	245,000	228,100	182,200
	26	423,700	355,600	338,600	287,000	279,200	246,600	229,500	183,900

27	426, 200	358, 200	340, 600	289, 700	281, 200	247, 900	231, 200	185, 500
28	428, 800	360, 700	342, 800	291, 900	283, 100	249, 400	232, 800	187, 200
29	431, 300	362, 900	344, 600	294, 000	285, 000	250, 800	234, 400	188, 700
30	434, 000	365, 500	346, 600	296, 000	287, 000	252, 100	235, 400	190, 400
31	436, 400	367, 900	348, 600	297, 900	288, 900	253, 500	236, 900	192, 200
32	439, 100	370, 500	350, 600	300, 000	290, 800	255, 000	238, 300	193, 900
33	441, 800	372, 400	352, 300	302, 200	292, 600	256, 500	239, 500	195, 500
34	444, 600	374, 900	354, 300	304, 200	294, 400	258, 200	240, 700	196, 900
35	447, 300	377, 200	356, 100	306, 100	296, 400	260, 000	241, 900	198, 400
36	450, 100	379, 700	358, 000	308, 400	298, 500	261, 600	242, 900	199, 900
37	452, 800	382, 100	359, 900	310, 600	300, 500	263, 300	244, 100	201, 200
38	454, 900	384, 800	361, 800	312, 900	302, 400	264, 900	245, 400	202, 500
39	457, 100	387, 400	363, 800	315, 000	304, 500	266, 500	246, 400	203, 700
40	459, 100	390, 100	365, 700	317, 100	306, 500	268, 400	247, 600	205, 000
41	461, 200	392, 500	367, 700	319, 300	308, 600	270, 200	248, 900	206, 300
42	463, 100	394, 800	369, 600	321, 400	310, 300	271, 900	249, 800	207, 600
43	464, 700	397, 000	371, 600	323, 300	312, 400	273, 600	251, 100	208, 900
44	466, 800	399, 400	373, 600	325, 300	314, 400	275, 300	252, 300	210, 200
45	468, 700	401, 200	375, 100	327, 300	316, 400	277, 000	253, 600	211, 300
46	470, 300	403, 200	376, 900	329, 300	318, 100	278, 800	255, 000	212, 600
47	471, 700	405, 100	378, 700	331, 000	320, 100	280, 300	256, 400	213, 900
48	473, 300	406, 900	380, 300	333, 100	322, 200	281, 800	257, 600	215, 200
49	474, 700	408, 800	382, 100	335, 100	324, 300	283, 700	258, 800	216, 300
50	476, 200	410, 600	383, 500	337, 200	325, 500	285, 500	260, 000	217, 400
51	477, 700	412, 400	385, 000	338, 600	327, 500	287, 400	261, 200	218, 400
52	479, 200	414, 300	386, 600	340, 500	329, 400	289, 000	262, 500	219, 500
53	480, 600	416, 100	388, 000	342, 400	331, 500	290, 700	263, 600	220, 600
54	482, 000	417, 600	389, 200	344, 300	333, 400	292, 500	264, 700	221, 600
55	483, 400	419, 100	390, 400	345, 900	335, 300	294, 300	265, 800	222, 500
56	484, 800	420, 700	391, 500	347, 800	337, 300	295, 800	267, 100	223, 500
57	486, 200	422, 300	392, 600	349, 700	339, 200	297, 500	268, 400	223, 800
58	487, 700	423, 600	393, 800	351, 500	341, 100	299, 000	269, 400	224, 600

59	489,000	424,900	395,000	353,400	343,000	300,600	270,500	225,400
60	490,400	426,100	396,100	355,200	344,800	302,200	271,800	226,100
61	491,800	427,300	396,800	357,000	346,700	303,900	273,100	226,800
62	493,100	428,600	397,500	358,700	348,200	305,500	274,000	227,800
63	494,300	429,900	398,200	360,100	349,600	307,200	275,000	228,600
64	495,600	431,100	398,900	361,400	351,100	308,100	275,900	229,400
65	497,000	432,300	399,500	362,800	352,600	309,600	277,000	230,100
66	498,300	433,100	400,100	364,200	354,200	311,100	278,100	230,800
67	499,300	433,900	400,600	365,500	355,000	312,700	279,100	231,700
68	500,500	434,700	401,000	366,400	356,200	314,300	280,000	232,700
69	501,600	435,300	401,400	367,500	357,200	315,900	281,000	233,400
70	502,700	436,000	401,700	368,600	358,100	317,500	281,500	234,000
71	503,700	436,700	402,000	369,400	359,200	319,000	282,400	234,500
72	504,800	437,400	402,300	370,300	360,100	320,500	283,100	235,200
73	505,900	438,200	402,600	371,200	361,200	321,700	284,000	236,000
74	507,000	439,000	402,900	372,100	362,100	322,900	285,000	236,600
75	508,100	439,400	403,200	373,000	362,800	324,100	285,800	237,200
76	509,200	440,100	403,500	373,800	363,500	324,800	286,600	237,700
77	510,300	440,600	403,800	374,600	364,200	325,700	287,400	238,400
78	511,400	441,000	404,100	375,400	364,600	326,500	288,200	239,100
79	512,500	441,400	404,400	376,100	365,200	327,300	288,700	239,800
80	513,600	441,800	404,700	376,800	365,900	328,200	289,100	240,300
81	514,700	442,200	405,000	377,500	366,600	328,600	289,600	240,800
82	515,800	442,600	405,300	378,200	366,900	329,300	289,800	241,500
83	516,900	443,000	405,600	378,700	367,600	330,100	290,100	242,200
84	518,000	443,300	405,900	379,300	368,300	330,900	290,300	242,900
85	519,100	443,600	406,100	379,900	369,000	331,600	290,700	243,500
86	520,200	444,000	406,400	380,600	369,300	332,300	290,900	244,200
87	521,100	444,300	406,700	381,000	369,900	333,000	291,100	244,900
88	522,000	444,600	407,000	381,700	370,600	333,500	291,500	245,600
89	522,700	444,900	407,200	382,300	371,200	334,100	291,800	246,100
90	523,400		407,500	382,900	371,500	334,600	292,100	246,600

91	524, 000		407, 800	383, 300	372, 100	335, 200	292, 400	246, 900
92	524, 600		408, 000	383, 900	372, 800	335, 500	292, 700	247, 300
93	525, 100		408, 200	384, 500	373, 400	336, 000	293, 100	247, 600
94	525, 600		408, 500	385, 100	373, 800	336, 400	293, 400	
95	526, 100		408, 800	385, 500	374, 300	336, 900	293, 800	
96	526, 600		409, 000	386, 000	374, 900	337, 300	294, 100	
97	527, 100		409, 200	386, 500	375, 400	337, 800	294, 500	
98	527, 500		409, 500	387, 100	375, 900	338, 300	294, 700	
99			409, 800	387, 400	376, 500	338, 800	294, 900	
100			410, 000	387, 800	377, 000	339, 100	295, 200	
101			410, 200	388, 200	377, 300	339, 500	295, 600	
102				388, 600	377, 700	340, 000	295, 800	
103				388, 900	378, 200	340, 400	296, 100	
104				389, 200	378, 600	340, 700	296, 500	
105				389, 500	379, 000	341, 100	296, 900	
106				389, 800	379, 400	341, 600	297, 100	
107				390, 000	379, 900	342, 000	297, 400	
108				390, 300	380, 300	342, 200	297, 800	
109				390, 600	380, 700	342, 600	298, 100	
110				390, 800	381, 000	343, 100	298, 300	
111				391, 000		343, 500	298, 600	
112				391, 300		343, 700	299, 000	
113				391, 600		344, 100	299, 300	
114				391, 800		344, 500	299, 500	
115				392, 000		344, 800	299, 900	
116				392, 300		345, 100	300, 300	
117				392, 600		345, 500	300, 600	
118				392, 800		345, 900	300, 800	
119				393, 000		346, 300	301, 000	
120						346, 800	301, 300	
121						347, 200	301, 700	
122						347, 600	301, 900	

123						348,000	302,100	
124						348,500	302,400	
125						348,900	302,700	
126						349,200	303,100	
127						349,500	303,300	
128						350,000	303,600	
129							303,900	
130							304,200	
再任用職員		315,100	289,700	274,600	255,200	242,300	215,200	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

消防職給料表

（単位：円）

区分	等級	1 等級	特 2 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	367,600	362,700	347,600	239,700	208,400	192,700	164,000
	2	370,400	365,100	349,800	241,900	210,500	195,000	165,800
	3	373,100	367,500	352,100	244,100	212,600	197,300	167,600
	4	375,600	369,900	354,300	246,300	214,700	199,600	169,400
	5	378,300	372,300	356,300	248,500	216,800	201,600	171,200
	6	381,000	374,700	358,400	250,700	218,900	204,200	173,000
	7	383,700	377,100	360,600	252,900	221,000	206,700	174,800
	8	386,400	379,500	362,800	255,100	223,100	209,200	176,600
	9	389,200	381,900	364,500	257,300	225,200	211,600	178,400
	10	391,900	384,100	366,700	259,500	227,300	213,600	180,200
	11	394,500	386,000	368,700	261,700	229,400	215,600	182,000
	12	397,200	388,100	370,900	263,900	231,500	217,600	183,800
	13	400,000	389,800	372,700	266,100	233,600	219,600	185,600
	14	402,700	391,800	374,800	268,300	235,700	221,400	187,300
	15	405,500	393,600	376,800	270,500	237,700	223,400	189,100
	16	408,200	395,400	378,900	272,700	239,700	225,300	190,900
	17	410,800	397,100	380,500	274,900	241,700	227,400	192,700

18	413, 600	399, 100	382, 500	277, 100	243, 700	229, 200	195, 000
19	416, 000	401, 100	384, 400	279, 300	245, 600	231, 000	197, 300
20	418, 600	403, 200	386, 400	281, 500	247, 500	232, 800	199, 600
21	421, 100	404, 900	388, 100	282, 800	249, 400	234, 600	201, 600
22	423, 700	407, 000	390, 200	284, 300	251, 300	236, 500	204, 200
23	426, 200	409, 000	392, 300	285, 500	253, 100	238, 400	206, 700
24	428, 800	411, 100	394, 300	287, 200	254, 900	240, 300	209, 200
25	431, 300	412, 800	396, 000	289, 200	256, 700	241, 800	211, 400
26	434, 000	414, 500	398, 000	291, 200	258, 400	243, 600	213, 200
27	436, 400	416, 200	400, 100	293, 100	260, 200	245, 400	215, 000
28	439, 100	417, 800	402, 200	295, 000	261, 800	247, 200	216, 800
29	441, 800	419, 500	403, 700	296, 700	263, 500	248, 800	218, 700
30	444, 600	421, 100	405, 500	298, 500	264, 800	250, 200	220, 400
31	447, 300	422, 500	407, 200	300, 200	266, 400	251, 400	222, 300
32	450, 100	424, 000	408, 900	301, 900	267, 700	252, 700	224, 100
33	452, 800	425, 300	410, 600	303, 700	269, 000	254, 000	225, 800
34	454, 900	426, 700	412, 100	306, 300	270, 400	255, 200	227, 600
35	457, 100	428, 200	413, 700	308, 400	271, 800	256, 500	229, 400
36	459, 100	429, 800	415, 200	310, 300	272, 900	257, 700	231, 200
37	461, 200	431, 100	416, 500	312, 500	274, 200	258, 800	232, 800
38	463, 100	432, 800	418, 000	314, 600	274, 900	259, 900	234, 500
39	464, 700	434, 500	419, 500	316, 600	276, 300	261, 100	236, 200
40	466, 800	436, 100	421, 000	318, 700	277, 700	262, 200	237, 900
41	468, 700	437, 500	422, 500	320, 700	279, 000	262, 700	239, 100
42	470, 300	439, 200	423, 800	322, 800	280, 300	263, 900	240, 900
43	471, 700	440, 900	425, 100	324, 800	281, 500	265, 000	242, 700
44	473, 300	442, 500	426, 300	326, 500	282, 800	266, 000	244, 500
45	474, 700	443, 900	427, 300	328, 800	284, 300	266, 800	245, 900
46	476, 200	444, 600	428, 000	330, 900	285, 500	268, 000	247, 400
47	477, 700	445, 300	428, 800	333, 200	287, 200	269, 000	248, 700
48	479, 200	446, 000	429, 600	335, 100	289, 200	270, 000	250, 100
49	480, 600	446, 400	430, 100	337, 100	291, 200	271, 200	251, 400

50	482, 000	447, 000	430, 500	339, 200	293, 100	272, 400	252, 700
51	483, 400	447, 700	430, 900	341, 200	295, 000	273, 700	253, 900
52	484, 800	448, 300	431, 200	343, 100	296, 700	274, 900	255, 100
53	486, 200	449, 100	431, 500	345, 200	298, 500	276, 000	256, 200
54	487, 700	449, 800	431, 900	347, 100	300, 200	277, 400	257, 400
55	489, 000	450, 300	432, 200	349, 100	301, 900	278, 700	258, 400
56	490, 400	450, 800	432, 500	350, 900	303, 700	280, 100	259, 500
57	491, 800	451, 300	432, 800	353, 000	305, 400	281, 900	260, 100
58	493, 100	451, 600	433, 100	354, 800	307, 200	283, 600	261, 200
59	494, 300	451, 900	433, 400	356, 900	308, 800	285, 100	262, 300
60	495, 600	452, 300	433, 700	358, 300	310, 600	286, 500	263, 400
61	497, 000	452, 700	434, 000	360, 300	312, 100	288, 000	264, 200
62	498, 300	452, 900	434, 300	362, 200	313, 800	289, 600	265, 400
63	499, 300	453, 200	434, 600	364, 300	315, 600	291, 200	266, 400
64	500, 500	453, 400	434, 900	366, 200	317, 500	292, 700	267, 500
65	501, 600	453, 800	435, 200	368, 300	319, 400	294, 100	268, 700
66	502, 700	454, 000	435, 500	370, 300	321, 100	295, 800	269, 500
67	503, 700	454, 200	435, 800	372, 300	323, 000	297, 600	270, 900
68	504, 800	454, 400	436, 100	374, 300	324, 900	299, 400	272, 100
69		454, 800	436, 300	376, 400	326, 700	300, 800	273, 100
70			436, 600	378, 500	328, 100	302, 600	274, 600
71			436, 900	380, 500	329, 700	304, 400	275, 800
72			437, 200	382, 200	331, 100	306, 100	277, 200
73			437, 400	383, 900	332, 800	307, 400	278, 800
74			437, 700	385, 500	334, 300	309, 100	280, 400
75			438, 000	387, 200	336, 000	310, 500	281, 700
76			438, 300	388, 600	337, 600	312, 200	283, 200
77			438, 500	389, 600	339, 400	313, 600	284, 600
78				390, 600	340, 300	315, 000	285, 800
79				391, 600	342, 000	316, 300	287, 200
80				392, 900	343, 600	317, 800	288, 400
81				394, 000	345, 200	318, 500	289, 900

82				395, 100	346, 800	320, 100	291, 400
83				396, 300	348, 500	321, 600	293, 000
84				397, 600	350, 200	323, 300	294, 600
85				398, 400	351, 900	325, 100	295, 800
86				399, 200	353, 500	326, 800	297, 200
87				399, 900	355, 100	328, 400	298, 700
88				400, 400	356, 700	330, 000	300, 200
89				401, 100	358, 300	331, 700	301, 100
90				401, 800	359, 500	333, 400	302, 600
91				402, 500	360, 900	335, 000	303, 800
92				402, 800	362, 200	336, 700	305, 300
93				403, 500	363, 600	338, 100	306, 600
94				404, 200	364, 800	339, 600	308, 000
95				404, 800	366, 000	341, 100	309, 100
96				405, 200	367, 300	342, 600	310, 500
97				405, 700	368, 600	343, 900	311, 400
98				406, 300	369, 900	345, 100	312, 900
99				406, 800	371, 100	346, 400	314, 200
100				407, 300	372, 300	347, 700	315, 700
101				407, 700	373, 500	349, 100	317, 200
102				408, 200	374, 700	350, 600	318, 700
103				408, 700	375, 900	352, 100	320, 100
104				409, 200	377, 000	353, 600	321, 600
105				409, 700	378, 200	354, 900	322, 900
106				410, 300	379, 300	356, 100	
107				410, 800	379, 900	357, 200	
108				411, 200	380, 400	358, 400	
109				411, 800	381, 000	359, 500	
110				412, 300	381, 600		
111				412, 500			
112				412, 800			
113				413, 300			

	114			413,600			
	115			413,900			
	116			414,200			
	117			414,400			
	118			414,800			
	119			415,400			
	120			415,900			
	121			416,400			
	122			416,900			
	123			417,500			
再任用職員			274,600	255,200	242,300		

備考 この表は、消防吏員に適用する。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第3条関係）

ア 医療職給料表（一）

（単位：円）

等級 号給	1 等級 給料月額	2 等級 給料月額	3 等級 給料月額	4 等級 給料月額	5 等級 給料月額
1	517,100	474,600	344,800	334,100	249,800
2	520,300	476,700	346,700	336,800	252,300
3	523,500	478,800	348,900	339,400	254,800
4	526,700	480,900	351,300	342,000	257,300
5	529,900	483,000	353,300	344,800	259,500
6	533,100	485,100	356,200	346,700	263,300
7	536,300	487,300	359,100	348,900	267,100
8	539,500	489,300	362,000	351,300	270,900
9	542,700	491,400	364,900	355,900	274,500
10	545,900	493,500	367,800	358,700	278,500
11	549,100	495,600	370,600	361,400	282,500
12	552,300	497,700	373,500	364,500	286,500
13	555,500	499,800	376,400	367,700	290,300
14	558,700	501,900	379,100	370,600	294,300

15	561, 900	504, 000	381, 900	374, 100	298, 200
16	565, 100	506, 100	384, 800	377, 100	302, 100
17	568, 300	508, 100	387, 700	380, 700	305, 800
18	571, 500	510, 100	390, 600	384, 300	309, 400
19	574, 700	512, 100	393, 500	387, 000	312, 900
20	577, 900	513, 900	396, 400	389, 500	316, 500
21	581, 100	515, 700	399, 000	392, 100	320, 100
22	584, 300	517, 600	401, 900	394, 900	323, 800
23	587, 500	519, 500	404, 500	397, 200	327, 300
24	590, 700	521, 200	407, 200	399, 700	330, 600
25	593, 900	523, 000	409, 800	401, 800	334, 100
26	597, 100	524, 800	412, 200	403, 800	336, 800
27	600, 300	526, 600	414, 900	406, 100	339, 400
28	603, 500	528, 200	417, 300	408, 300	342, 000
29	606, 700	530, 000	419, 500	410, 600	344, 800
30	609, 900	531, 800	422, 200	412, 900	346, 700
31	613, 100	533, 600	424, 800	415, 000	348, 900
32	616, 300	535, 200	427, 500	417, 000	351, 300
33	619, 500	537, 000	429, 900	419, 100	353, 500
34	622, 700	538, 700	432, 400	421, 000	355, 800
35	625, 900	540, 500	434, 800	422, 800	357, 900
36	629, 100	542, 100	437, 300	424, 600	360, 200
37	632, 300	543, 700	439, 300	426, 600	362, 400
38	635, 500	545, 100	441, 700	428, 500	364, 800
39	638, 700	546, 700	444, 000	430, 500	367, 000
40	641, 900	548, 200	446, 400	432, 400	369, 000
41	645, 100	549, 800	447, 900	434, 400	371, 300
42	648, 300	551, 400	450, 300	436, 200	372, 500
43	651, 500	553, 000	452, 600	438, 000	373, 900
44	654, 700	554, 600	454, 900	439, 700	375, 000
45	657, 900	556, 200	456, 900	441, 500	376, 200
46	661, 100	557, 800	459, 200	443, 300	377, 600

47	664, 300	559, 400	461, 400	445, 100	379, 100
48	667, 500	561, 000	463, 700	446, 900	380, 600
49	670, 700	562, 600	465, 800	448, 600	381, 700
50	673, 900	564, 200	468, 100	450, 400	382, 700
51	677, 100	565, 800	470, 400	452, 100	383, 700
52	680, 300	567, 400	472, 600	453, 900	384, 500
53	683, 500	569, 000	474, 600	455, 700	385, 400
54	686, 700	570, 600	476, 700	457, 600	386, 300
55	689, 900	572, 200	478, 800	458, 800	387, 000
56	693, 100	573, 800	480, 900	460, 000	387, 900
57	696, 300	575, 400	483, 000	461, 200	388, 600
58	699, 500	577, 000	484, 800	462, 400	389, 500
59	702, 700	578, 600	486, 600	463, 400	390, 300
60	705, 900	580, 200	488, 400	464, 400	391, 100
61	709, 100	581, 800	490, 100	465, 400	391, 600
62	712, 300	583, 400	491, 900	466, 200	392, 100
63	715, 500	585, 000	493, 700	466, 900	392, 500
64	718, 700	586, 600	495, 500	467, 600	393, 000
65	721, 900	588, 200	497, 100	468, 300	393, 300
66	725, 100	589, 800	498, 800	469, 000	
67	728, 300	591, 400	500, 600	469, 700	
68	731, 500	593, 000	502, 400	470, 400	
69	734, 700	594, 600	504, 000	471, 000	
70	737, 900	596, 200	505, 300	471, 300	
71	741, 100	597, 800	506, 600	472, 000	
72	744, 300	599, 400	507, 900	472, 700	
73	747, 500	601, 000	508, 900	473, 400	
74	750, 700	602, 600	510, 200	473, 800	
75	753, 900	604, 200	511, 500	474, 400	
76	757, 100	605, 800	512, 800	475, 100	
77	760, 300	607, 400	513, 800	475, 800	
78	763, 500	609, 000	514, 600	476, 200	

79	766,700	610,600	515,400	476,800	
80	769,900	612,200	516,200	477,400	
81	773,100	613,800	517,100	477,900	
82	776,300	615,400	517,900	478,500	
83	779,500	617,000	518,800	479,000	
84	782,700	618,600	519,600	479,500	
85	785,900	620,200	520,500	480,000	
86	789,100	621,800	521,400	480,400	
87	792,300	623,400	522,100	481,000	
88	795,500	625,000	523,000	481,400	
89		626,600	523,900	481,900	
90		628,200	524,700		
91			525,600		
92			526,500		
93			527,300		
94			528,200		
95			529,100		
96			529,800		
97			530,600		
98			531,500		
99			532,400		
100			533,300		
101			534,100		

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

イ 医療職給料表（二）

（単位：円）

区分	等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	378,000	291,700	283,400	243,500	204,200	177,400
	2	380,500	294,200	285,600	245,000	205,900	179,200
	3	383,100	296,700	287,900	246,600	207,300	181,000
	4	385,600	299,300	290,100	247,900	208,900	182,900

再 任 用 職 員 以 外 の 職 員	5	388, 200	301, 900	292, 400	249, 400	210, 500	184, 700
	6	390, 700	304, 400	294, 600	250, 800	212, 100	186, 200
	7	393, 300	307, 000	296, 800	252, 100	213, 500	187, 700
	8	395, 800	309, 500	299, 100	253, 500	215, 100	189, 200
	9	398, 400	312, 100	301, 400	255, 000	216, 800	190, 800
	10	400, 900	314, 700	303, 600	256, 500	218, 500	193, 200
	11	403, 500	317, 200	305, 800	258, 200	219, 700	194, 700
	12	406, 000	319, 700	308, 000	260, 000	221, 500	196, 200
	13	408, 600	322, 300	310, 100	261, 600	223, 200	197, 800
	14	411, 100	324, 800	312, 400	264, 200	224, 900	199, 300
	15	413, 700	327, 400	314, 700	266, 000	226, 500	200, 900
	16	415, 800	329, 900	317, 000	267, 800	228, 100	202, 600
	17	418, 300	332, 500	319, 200	269, 900	229, 500	204, 200
	18	420, 600	335, 000	321, 400	271, 600	231, 500	205, 900
	19	423, 000	337, 600	323, 700	273, 400	233, 100	207, 300
	20	425, 400	340, 100	325, 900	275, 200	234, 600	208, 900
	21	427, 700	342, 700	328, 100	277, 200	236, 200	210, 500
	22	430, 100	345, 200	330, 100	279, 200	237, 600	212, 100
	23	432, 500	347, 800	332, 300	281, 200	239, 300	213, 500
	24	434, 900	350, 300	334, 500	283, 100	240, 800	215, 100
	25	437, 200	352, 900	336, 400	285, 000	242, 400	216, 800
	26	439, 800	355, 400	338, 600	287, 000	243, 500	218, 500
	27	442, 300	358, 000	340, 600	289, 700	245, 000	219, 800
	28	444, 900	360, 500	342, 800	291, 900	246, 600	221, 300
	29	447, 300	362, 900	344, 600	294, 000	247, 900	222, 700
	30	449, 800	365, 500	346, 600	296, 000	249, 400	224, 200
	31	452, 300	367, 900	348, 600	297, 900	250, 800	225, 600
	32	454, 800	370, 500	350, 600	300, 000	252, 100	227, 000
	33	457, 200	372, 400	352, 300	302, 200	253, 500	228, 300
	34	459, 600	374, 900	354, 300	304, 200	255, 000	229, 600
	35	462, 200	377, 200	356, 100	306, 100	256, 500	230, 900
	36	464, 600	379, 700	358, 000	308, 400	258, 200	232, 300

37	467, 100	382, 100	359, 900	310, 600	260, 000	233, 800
38	468, 600	384, 800	361, 800	312, 900	261, 600	235, 200
39	469, 900	387, 400	363, 800	315, 000	264, 200	236, 200
40	471, 200	390, 100	365, 700	317, 100	266, 000	237, 500
41	472, 400	392, 500	367, 700	319, 300	267, 800	238, 500
42	473, 700	394, 800	369, 600	321, 400	269, 900	239, 700
43	475, 000	397, 000	371, 600	323, 300	271, 600	241, 000
44	476, 300	399, 400	373, 600	325, 300	273, 400	242, 300
45	477, 500	401, 200	375, 100	327, 300	275, 200	243, 400
46	478, 900	403, 200	376, 900	329, 300	277, 200	244, 700
47	480, 300	405, 100	378, 700	331, 000	279, 200	246, 000
48	481, 500	406, 900	380, 300	333, 100	281, 200	247, 000
49	482, 900	408, 800	382, 100	335, 100	283, 100	248, 200
50	484, 200	410, 600	383, 500	337, 200	285, 000	249, 300
51	485, 600	412, 400	385, 000	338, 600	287, 000	250, 400
52	487, 000	414, 300	386, 600	340, 500	288, 900	251, 700
53	488, 400	416, 100	388, 000	342, 400	290, 800	253, 000
54	489, 500	417, 600	389, 200	344, 300	292, 600	254, 200
55	490, 600	419, 100	390, 400	345, 900	294, 400	255, 800
56	491, 700	420, 700	391, 500	347, 800	296, 400	257, 200
57	492, 800	422, 300	392, 600	349, 700	298, 500	258, 400
58	493, 700	423, 600	393, 800	351, 500	300, 500	259, 600
59	494, 600	424, 900	395, 000	353, 400	302, 400	260, 700
60	495, 500	426, 100	396, 100	355, 200	304, 500	262, 000
61	496, 500	427, 300	396, 800	357, 000	306, 500	263, 300
62		428, 600	397, 500	358, 700	308, 600	264, 400
63		429, 900	398, 200	360, 100	310, 300	265, 200
64		431, 100	398, 900	361, 400	312, 400	266, 500
65		432, 300	399, 500	362, 800	314, 400	267, 800
66		433, 100	400, 100	364, 200	316, 400	269, 100
67		433, 900	400, 600	365, 500	318, 100	270, 000
68		434, 700	401, 000	366, 400	320, 100	271, 200

69		435, 300	401, 400	367, 500	322, 200	272, 500
70		436, 000	401, 700	368, 600	324, 300	273, 800
71		436, 700	402, 000	369, 400	325, 500	274, 600
72		437, 400	402, 300	370, 300	327, 500	275, 700
73		438, 200	402, 600	371, 200	329, 400	276, 600
74		439, 000	402, 900	372, 100	331, 500	277, 700
75		439, 400	403, 200	373, 000	333, 400	278, 700
76		440, 100	403, 500	373, 800	335, 300	279, 700
77		440, 600	403, 800	374, 600	337, 300	280, 800
78		441, 000	404, 100	375, 400	339, 200	281, 900
79		441, 400	404, 400	376, 100	341, 100	282, 500
80		441, 800	404, 700	376, 800	343, 000	283, 200
81		442, 200	405, 000	377, 500	344, 800	283, 700
82		442, 600	405, 300	378, 200	346, 700	284, 500
83		443, 000	405, 600	378, 700	348, 200	285, 300
84		443, 300	405, 900	379, 300	349, 600	285, 900
85		443, 600	406, 100	379, 900	351, 100	286, 500
86		444, 000	406, 400	380, 600	352, 600	287, 100
87		444, 300	406, 700	381, 000	354, 200	287, 800
88		444, 600	407, 000	381, 700	355, 000	288, 300
89		444, 900	407, 200	382, 300	356, 200	288, 700
90			407, 500	382, 900	357, 200	289, 100
91			407, 800	383, 300	358, 100	289, 300
92			408, 000	383, 900	359, 200	289, 500
93			408, 200	384, 500	360, 100	289, 700
94			408, 500	385, 100	361, 200	289, 900
95			408, 800	385, 500	362, 100	290, 300
96			409, 000	386, 000	362, 800	290, 500
97			409, 200	386, 500	363, 500	290, 700
98			409, 500	387, 100	364, 200	290, 900
99			409, 800	387, 400	364, 600	291, 300
100			410, 000	387, 800	365, 200	291, 500

101			410, 200	388, 200	365, 900	291, 700
102				388, 600	366, 600	292, 000
103				388, 900	366, 900	292, 400
104				389, 200	367, 600	292, 700
105				389, 500	368, 300	292, 900
106				389, 800	369, 000	293, 200
107				390, 000	369, 300	293, 500
108				390, 300	369, 900	293, 700
109				390, 600	370, 600	293, 900
110				390, 800	371, 200	294, 200
111				391, 000	371, 500	294, 500
112				391, 300	372, 100	
113				391, 600	372, 800	
114				391, 800	373, 400	
115				392, 000	373, 800	
116				392, 300	374, 300	
117				392, 600	374, 900	
118				392, 800	375, 400	
119				393, 000	375, 900	
120					376, 500	
121					377, 000	
122					377, 300	
123					377, 700	
124					378, 200	
125					378, 600	
126					379, 000	
127					379, 400	
128					379, 900	
129					380, 300	
130					380, 700	
131					381, 000	
再任用職員		289, 700	274, 600	255, 200	242, 300	

備考 この表は、薬剤師、診療放射線技師、栄養士その他医療技術員に適用する。

別表第 5 を次のように改める。

別表第 5 （第 4 条の 3 関係）

特定任期付職員給料表

（単位：円）

号給	給料月額
1	375,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

（会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正）

第 2 条 会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1 （第 3 条関係）

会計年度任用職員給料表 1

（単位：円）

号給	給料月額
1	146,100
2	147,200
3	148,400
4	149,500
5	150,600
6	151,700
7	152,800
8	153,900
9	154,900
10	156,300
11	157,600

12	158,900
13	160,100
14	161,600
15	163,100
16	164,700
17	165,900
18	167,400
19	168,900
20	170,400
21	171,700
22	174,400
23	177,000
24	179,600
25	182,200
26	183,900
27	185,500
28	187,200
29	188,700
30	190,400
31	192,200
32	193,900
33	195,500
34	197,300
35	199,100
36	200,900
37	202,400
38	204,200
39	206,000
40	207,800
41	209,400
42	211,200
43	213,000

44	214, 800
45	216, 200
46	218, 000
47	219, 700
48	221, 500
49	223, 200
50	224, 900
51	226, 500
52	228, 100
53	229, 500
54	231, 200
55	232, 800
56	234, 400
57	235, 400
58	236, 900
59	238, 300
60	239, 500
61	240, 700
62	241, 900
63	242, 900
64	244, 100
65	245, 400
66	246, 400
67	247, 600
68	248, 900
69	249, 800
70	251, 100
71	252, 300
72	253, 600
73	255, 000
74	256, 400
75	257, 600

76	258, 800
77	260, 000
78	261, 200
79	262, 500
80	263, 600
81	264, 700
82	265, 800
83	267, 100
84	268, 400
85	269, 400
86	270, 500
87	271, 800
88	273, 100
89	274, 000
90	275, 000
91	275, 900
92	277, 000
93	278, 100
94	279, 100
95	280, 000
96	281, 000
97	281, 500
98	282, 400
99	283, 100
100	284, 000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

会計年度任用職員給料表2

（単位：円）

号給	給料月額
1	177, 400
2	179, 200

3	181, 000
4	182, 900
5	184, 700
6	186, 200
7	187, 700
8	189, 200
9	190, 800
10	193, 200
11	194, 700
12	196, 200
13	197, 800
14	199, 300
15	200, 900
16	202, 600
17	204, 200
18	205, 900
19	207, 300
20	208, 900
21	210, 500
22	212, 100
23	213, 500
24	215, 100
25	216, 800
26	218, 500
27	219, 700
28	221, 500
29	223, 200
30	224, 900
31	226, 500
32	228, 100
33	229, 500
34	231, 500

35	233, 100
36	234, 600
37	236, 200
38	237, 600
39	239, 300
40	240, 800
41	242, 400
42	243, 500
43	245, 000
44	246, 600
45	247, 900
46	249, 400
47	250, 800
48	252, 100
49	253, 500
50	255, 000
51	256, 500
52	258, 200
53	260, 000
54	261, 600
55	264, 200
56	266, 000
57	267, 800
58	269, 900
59	271, 600
60	273, 400
61	275, 200
62	277, 200
63	279, 200
64	281, 200
65	283, 100
66	285, 000

67	287, 000
68	289, 700
69	291, 900
70	294, 000
71	296, 000
72	297, 900
73	300, 000
74	302, 200
75	304, 200
76	306, 100
77	308, 400
78	310, 600
79	312, 900
80	315, 000
81	317, 100
82	319, 300
83	321, 400
84	323, 300
85	325, 300
86	327, 300
87	329, 300
88	331, 000
89	333, 100
90	335, 100
91	337, 200
92	338, 600
93	340, 500
94	342, 400
95	344, 300
96	345, 900
97	347, 800
98	349, 700

99	351, 500
100	353, 400
101	355, 200
102	357, 000
103	358, 700
104	360, 100
105	361, 400
106	362, 800
107	364, 200
108	365, 500
109	366, 400
110	367, 500
111	368, 600
112	369, 400
113	370, 300
114	371, 200
115	372, 100
116	373, 000
117	373, 800
118	374, 600
119	375, 400
120	376, 100
121	376, 800
122	377, 500
123	378, 200
124	378, 700
125	379, 300
126	379, 900
127	380, 600
128	381, 000
129	381, 700
130	382, 300

131	382,900
-----	---------

備考 この表は、薬剤師、臨床検査技師、栄養士その他医療技術員及び外国語指導助手に適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第1条中一般職の職員の給与に関する条例第14条の4の改正規定については、令和3年4月1日から施行する。
(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第14条の4の規定により住居手当を支給される職員のうち、当該住居手当の月額が第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例第14条の4の規定により算出される住居手当の額に相当する額（以下「旧手当額」という。）に達しないこととなるものには、前項ただし書に規定する規定の施行の日から令和4年3月31日までの間、改正後の給与条例第14条の4の規定にかかわらず、旧手当額に相当する額の住居手当を支給する。

議案第25号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 2 年 2 月 20 日 提出

岸和田市長 永 野 耕 平

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「又は国民健康保険料」を「、国民健康保険料等」に改める。

第3条の見出し中「又は国民健康保険料」を「、国民健康保険料等」に改め、同条第1項中「市税事務又は国民健康保険料」を「市税事務、国民健康保険料等」に、「徴収又は」を「徴収若しくは」に改め、「関する事務」の次に「又は法令の規定に基づき国税若しくは地方税の滞納処分の例により処分することができるもののうち規則で定めるもの（次項において「他の強制徴収公債権」という。）の困難な徴収に関する事務」を加え、同条第2項中「又は」を「若しくは」に改め、「徴収事務」の次に「又は他の強制徴収公債権の困難な徴収事務」を加える。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第26号

岸和田市手数料条例の一部改正について

岸和田市手数料条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和2年2月20日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市手数料条例の一部を改正する条例

岸和田市手数料条例（平成12年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第24号中「。次号において「番号法」という。」を削り、同条第25号を削り、同条第26号を同条第25号とし、同条第27号から第40号までを1号ずつ繰り上げ、同条第41号中「第26号及び第34号」を「第25号及び第33号」に改め、同号を同条第40号とし、同条第42号中「第28号及び第36号」を「第27号及び第35号」に改め、同号を同条第41号とし、同条第43号中「第29号及び第37号」を「第28号及び第36号」に改め、同号を同条第42号とし、同条第44号中「第31号及び第38号」を「第30号及び第37号」に改め、同号を同条第43号とし、同条第45号中「第27号及び第35号」を「第26号及び第34号」に改め、同号を同条第44号とし、同条第46号を同条第45号とし、同条第47号から第95号までを1号ずつ繰り上げる。

第3条第1項第7号中「前条第82号」を「前条第81号」に改め、同項第8号中「前条第93号」を「前条第92号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日又は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

議案第27号

岸和田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る
手数料に関する条例及び岸和田市低炭素建築物新築等計
画の認定等に係る手数料に関する条例の一部改正につい
て

岸和田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る手数料に関
する条例及び岸和田市低炭素建築物新築等計画の認定等に係る手数料
に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和2年2月20日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る手数料に関する条例
及び岸和田市低炭素建築物新築等計画の認定等に係る手数料に関する条例の
一部を改正する条例

(岸和田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る手数料に関する条例の一部改正)

第1条 岸和田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る手数料に関する条例（平成28年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

項	区分		金額
	建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物	建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る部分の床面積の合計	
1	認定建築物エネルギー消費性能向上計画（法第32条に規定する「認定建築物エネルギー消費性能向上計画」をいう。以下同じ。）に含まれる他の建築物（法第29条第3項に規定する「他の建築物」をいう。以下同じ。）（当該他の建築物の評価方法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第1項第1号イ又はロに適合するものであることを確認するための評価方法に限る。以下同じ。）が当該他の建築物を含む認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物の評価方法と同じ評価方法によるもの）（以下「認定を受けた他の建築物」という。）	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	91,600円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	144,900円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	182,900円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	228,600円
		50,000平方メートル以上のもの	319,900円

2	前項の建築物以外の建築物のうち、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る評価方法（建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの評価の方法をいう。以下第4条までにおいて同じ。）がモデル建物法によるもの	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	269,000円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	351,100円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	421,900円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	495,000円
		50,000平方メートル以上のもの	641,100円
3	第1項の建築物以外の建築物のうち、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る評価方法がその他のもの	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	597,700円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	736,200円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	870,100円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	992,600円
		50,000平方メートル以上のもの	1,237,700円
備考			
1 この表において「モデル建物法」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号口の基準に適合することを確認する方法をいう。			
2 この表における床面積の算定方法は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第3号に定めるところによる。			

第3条第1号中「異なる評価方法」の次に「(以下この号において「異なる評価方法」という。)」を、「金額」の次に「(認定を受けた他の建築物について、異なる評価方法をもって、法第12条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定を受け、又は法第13条第3項の規定による建築物消費性能適合性判定を求めようとする場合にあっては、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額とする。)」を加え、同号に次の表を加える。

区分	金額
認定を受けた他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る部分の床面積の合計	
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	46,400円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	73,100円
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	92,100円
25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	114,900円
50,000平方メートル以上	160,600円

第3条第2号の表を次のように改める。

項	区分		金額
	建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物	建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る部分のうち、当該増加に係る部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積	
1	認定を受けた他の建築物	5,000平方メートル未満のもの	46,400円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	73,100円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	92,100円
		25,000平方メートル以上	114,900円

		50,000平方メートル未満のもの	
		50,000平方メートル以上のもの	160,600円
2	前項の建築物以外の建築物のうち、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る評価方法がモデル建物法によるもの	2,000平方メートル未満のもの	166,200円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	269,000円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	351,100円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	421,900円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	495,000円
		50,000平方メートル以上のもの	641,100円
3	第1項の建築物以外の建築物のうち、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る評価方法がその他のもの	2,000平方メートル未満のもの	418,900円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	597,700円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	736,200円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	870,100円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	992,600円

	50,000平方メートル以上のもの	1,237,700円
備考 第2条の表の備考の規定は、この表についても適用する。		

第3条第3号の表を次のように改める。

項	区分		金額
	建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物	建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る部分の床面積の合計	
1	認定を受けた他の建築物	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	46,400円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	73,100円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	92,100円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	114,900円
		50,000平方メートル以上のもの	160,600円
2	前項の建築物以外の建築物のうち、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る評価方法がモデル建物法によるもの	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	135,100円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	176,200円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	211,600円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	248,100円

		50,000平方メートル以上のもの	321,100円
3	第1項の建築物以外の建築物のうち、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る評価方法がその他のものの	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	299,500円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	368,700円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	435,700円
		25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	496,900円
		50,000平方メートル以上のもの	619,500円
備考 第2条の表の備考の規定は、この表についても適用する。			

第5条の表以外の部分中「この条」の次に「及び次条」を、「という。）」の次に「(当該認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に法第29条第3項各号に掲げる事項(以下「他の建築物に係る事項」という。)が記載されていないものに限る。))」を加え、同条の表備考第4項に次のただし書を加える。

ただし、共同住宅又は複合建築物(人の居住の用に供する建築物の部分(以下「住宅部分」という。)及び住宅部分以外の用途に供する部分を有する建築物をいう。以下同じ。)(共同住宅とみなす部分を有するものに限る。)の全ての部分が認定の申請に係る部分であって建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項に規定する設計一次エネルギー消費量が同項第2号の数値によるもの(以下「共同住宅等の全ての部分の申請で共用部分を評価しないもの」という。))については、当該認定の申請に係る部分の床面積から当該住宅部分の共用部分の床面積(以下「住宅共用部分の床面積」という。)を除いた床面積とする。

第5条の表備考第5項中「(人の居住の用に供する建築物の部分(以下「住宅部分」という。)及び住宅部分以外の用途に供する部分を有する建築物をいう。))」を削る。

第14条を第16条とし、第13条を第15条とし、第12条を第14条とする。

第11条の表2の項及び3の項中「住宅仕様基準」を「住宅仕様基準等」に改め、同表

備考第4項中「住宅仕様基準」を「住宅仕様基準等に適合するもの」に改め、「とは」の次に「、仕様基準に適合しているもの」を加え、「第1条第1項第2号イ(2)」を「第1条第1項第2号イ(2)(i)」に改め、「同号ロ(2)の基準」の次に「に適合しているもの又は同号イ(2)(ii)の基準及び同号ロ(2)の基準に適合しているもの」を加え、同項を同備考第5項とし、同備考第3項を同備考第4項とし、同備考第2項の次に次の1項を加える。

- 3 「延べ面積」とは、認定の申請に係る部分の床面積（認定の申請に係る建築物が共同住宅又は複合建築物（共同住宅とみなす部分を有するものに限る。）であって建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項に規定する設計一次エネルギー消費量が同項第2号の数値によるもの又は仕様基準（住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）に住宅の全ての住戸が適合することを確認することをいう。）に適合するものについては、当該認定の申請に係る部分の床面積から当該住宅部分の共用部分の床面積を除いた床面積）の合計をいう。

第11条を第13条とする。

第10条の表以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、当該書面の交付に係る建築物エネルギー消費性能向上計画又は認定建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項の記載をしている場合にあっては、当該書面の交付を受けようとする一の建築物ごとに、同表中「評価方法」とあるのは「当該一の建築物に係る部分の評価方法」と、「住宅以外の用途」とあるのは「当該一の建築物の住宅以外の用途」と読み替えて適用した金額の手数料を納付しなければならない。

第10条を第12条とし、同条の前に次の1条を加える。

（他の建築物に係る事項を記載している法第31条第1項の建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定に係る手数料）

第11条 変更認定の申請（当該変更認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項の記載をしているものに限る。）をしようとする者は、当該変更認定の申請に係る建築物及び他の建築物（当該変更認定の申請に係る建築物の一の建築物ごとに、建築物エネルギー消費性能向上計画（当該一の建築物に係る部分に限る。）と当該直近の認定建築物エネルギー消費性能向上計画（当該一の建築物に係る部分に限る。）が同一の建築物を除く。）の一の建築物ごとに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額の手数料を納付しなければならない。

- (1) 当該変更認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法（当該

一の建築物に係る部分に限る。)が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定に係る評価方法(当該一の建築物に係る部分に限る。)と異なる評価方法をもって変更認定の申請をしようとする場合、当該変更認定の申請に係る直近の認定建築物エネルギー消費性能向上計画の一の建築物に係る部分の床面積の合計の増加を含む場合又は当該変更認定の申請に係る建築物及び他の建築物が当該直近の認定建築物エネルギー消費性能向上計画に含まれていない場合 第5条の表に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額(この場合において、同表中「新築等をしようとする建築物」とあるのは「新築等をしようとする当該一の建築物」と、「認定の申請に係る部分の床面積の合計」とあるのは「変更認定の申請に係る部分の当該一の建築物の床面積の合計」と読み替えるものとする。)

- (2) 前号に掲げるもの以外の場合 前条第1項第3号の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額(この場合において、同表中「新築等をしようとする建築物」とあるのは「新築等をしようとする当該一の建築物」と、「変更認定の申請に係る部分の床面積の合計」とあるのは「変更認定の申請に係る部分の当該一の建築物の床面積の合計」と読み替えるものとする。)

第9条第1項各号列記以外の部分中「この条」の次に「及び次条」を、「という。)」の次に「(当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項の記載をしていないものに限る。)」を加え、同項第2号を次のように改める。

- (2) 当該申請に係る直近の法第30条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更(当該計画に係る建築物の床面積を増加させる場合に限る。)をし、変更認定の申請をしようとする場合(前号に該当する場合を除く。) 次のア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める額

ア 共同住宅等の全ての部分の申請で共用部分を評価しないもの 第5条の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額(この場合において、同表中「認定の申請に係る部分の床面積の合計」とあるのは、「変更認定の申請に係る部分のうち、当該増加に係る部分の床面積から当該部分の住宅共用部分の床面積を除いた床面積に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積から当該部分の住宅共用部分の床面積を除いた床面積の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積」とし、同表備考第4項ただし書の規定は適用しない。)

イ アに掲げるもの以外のもの 第5条の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額(この場合において、同表中「認定の申請に係る部分の床面積の合計」とあるのは、「変更認定の申請に係る部分のうち、当該増加に係る部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に0.5

を乗じて得た面積を加えた面積」と読み替えるものとする。)

第9条第2項中「第6条」を「第7条」に、「第9条第1項」を「第10条第1項」に改め、同条第3項中「第7条」を「第8条」に、「前2条」を「前3条」に、「第9条第2項」を「第10条第2項」に、「第6条」を「第7条」に、「第9条第1項」を「第10条第1項」に改め、同条を第10条とする。

第8条各号列記以外の部分中「前3条」を「第5条から前条まで」に改め、同条を第9条とする。

第7条第1項及び第2項中「前2条」を「前3条」に改め、同条を第8条とする。

第6条中「前条に規定する手数料に加え、」を「当該審査の申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項の記載をしていない場合にあっては第5条に規定する手数料、当該審査の申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項の記載をしている場合にあっては前条に規定する手数料に加え、それぞれ」に改め、同条を第7条とする。

第5条の次に次の1条を加える。

(他の建築物に係る事項を記載している場合の法第29条第1項の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る手数料)

第6条 認定の申請（当該認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物に係る事項の記載をしているものに限る。）をしようとする者は、当該認定の申請に係る申請建築物（法第29条第3項に規定する申請建築物をいう。）及び他の建築物（当該認定の申請に含むものに限る。）の一の建築物ごとに前条の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数を納付しなければならない。この場合において、同表中「新築等をしようとする建築物」とあるのは「新築等をしようとする当該一の建築物」と、「認定の申請に係る部分の床面積の合計」とあるのは「認定の申請に係る部分の当該一の建築物の床面積の合計」と読み替えるものとする。

(岸和田市低炭素建築物新築等計画の認定等に係る手数料に関する条例の一部改正)

第2条 岸和田市低炭素建築物新築等計画の認定等に係る手数料に関する条例（平成25年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条の表備考第4項に次のただし書を加える。

ただし、共同住宅又は複合建築物（人の居住の用に供する建築物の部分（以下「住宅部分」という。）及び住宅部分以外の用途に供する部分を有する建築物をいう。）（共同住宅とみなす部分を有するものに限る。）の全ての部分が認定の申請に係る部分であって建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建

建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準Ⅰの第２の２－３(２)に規定する設計一次エネルギー消費量が同基準Ⅰの第２の２－３(２)ロの数値であるもの（以下「共同住宅等の全ての部分の申請で共用部分を評価しないもの」という。）については、当該認定の申請に係る部分の床面積から当該住宅部分の共用部分の床面積（以下「住宅共用部分の床面積」という。）を除いた床面積とする。

第２条の表備考第５項中「（人の居住の用に供する建築物の部分（以下「住宅部分」という。）及び住宅部分以外の用途に供する部分を有する建築物をいう。）」を削る。

第６条第１項第２号を次のように改める。

- (２) 当該申請に係る直近の法第54条第１項の認定を受けた低炭素建築物等計画の変更（当該計画に係る建築物の床面積を増加させる場合に限る。）をし、変更認定の申請をしようとする場合（前号に該当する場合を除く。） 次のア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める額

ア 共同住宅等の全ての部分の申請で共用部分を評価しないもの 第２条の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額（この場合において、同表中「認定の申請に係る部分の床面積の合計」とあるのは、「変更認定の申請に係る部分のうち、当該増加に係る部分の床面積から当該部分の住宅共用部分の床面積を除いた床面積に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積から当該部分の住宅共用部分の床面積を除いた床面積の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積」とし、同表備考第４項ただし書の規定は適用しない。）

イ アに掲げるもの以外のもの 第２条の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額（この場合において、同表中「認定の申請に係る部分の床面積の合計」とあるのは、「変更認定の申請に係る部分のうち、当該増加に係る部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に0.5を乗じて得た面積を加えた面積」と読み替えるものとする。）

附 則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

議案第28号

岸和田市立総合通園センター条例の一部改正について

岸和田市立総合通園センター条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和2年2月20日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市立総合通園センター条例の一部を改正する条例

岸和田市立総合通園センター条例（平成29年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号中「同条第2項第1号」を「法第21条の5の3第2項第1号」に改める。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（保育所等訪問支援に関する事業の利用料）

第6条 第2条第4号の事業を利用し、保育所等訪問支援を受ける児童の保護者の利用料の額は、通所特定費用として実際に要した費用の額の範囲内において市長が別に定める額及び法第21条の5の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、利用料を減額し、又は免除することができる。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第29号

岸和田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正に
ついて

岸和田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を次のとおり改正
するものとする。

令和 2 年 2 月20日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

岸和田市印鑑の登録及び証明に関する条例（平成４年条例第４号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項第２号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

第３条第２項第１号中「備考欄に記録」を「備考欄に記載（法第６条第３項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。第６条第１項第３号及び第９条の２第１項において同じ。）が」に改める。

第４条第２項に次のただし書を加える。

ただし、成年被後見人が印鑑の登録を受けようとする場合にあっては、代理人による申請を行うことができない。

第６条第１項第３号中「（法第６条第３項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）」を削る。

第11条の見出し中「記載」を「登録」に改める。

第14条第２項中「ときは印鑑登録証明書の」を「ときその他印鑑登録証明書を交付することが適当でないと認めるときは、その」に改める。

附 則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

議案第30号

岸和田市立消費生活センター条例の一部改正について

岸和田市立消費生活センター条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和2年2月20日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市立消費生活センター条例の一部を改正する条例

岸和田市立消費生活センター条例（昭和57年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表岸和田市立消費生活センターの項中「岸和田市別所町三丁目13番26号」を「岸和田市別所町三丁目12番1号」に改め、同条第2項中「第10条第3項」を「第10条の2第1項第1号」に改める。

第6条及び第7条を削り、第8条を第6条とする。

附 則

この条例は、令和2年6月1日から施行する。

議案第31号

岸和田市営住宅条例の一部改正について

岸和田市営住宅条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和2年2月20日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市営住宅条例の一部を改正する条例

岸和田市営住宅条例（平成 9 年条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表上松住宅の項及び神須屋住宅の項を削る。

第 5 条第 1 項第 6 号を削る。

第 9 条第 2 項中「入居者は、」の次に「市長が」を加え、「入居承認を受けた者と同等以上の収入を有する者で市長が適当と認める保証人の連署する請書に」を削り、「添えて市長に提出」を「納付」に改め、同条第 3 項中「の手續」を「に規定する納付」に改め、同条第 4 項を削る。

第 29 条第 3 項を削る。

第 33 条第 1 項中「厚生省令・建設省令（平成 8 年厚生省・建計省令第 1 号）」を「公営住宅法第 45 条第 1 項の事業等を定める省令（平成 8 年厚生省・建設省令第 1 号）」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の表上松住宅の項及び神須屋住宅の項を削る改正規定は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

議案第32号

岸和田市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について

岸和田市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 2 年 2 月20日提出

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

岸和田市道路の構造の技術的基準を定める条例（平成25年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「停車帯」の次に「、自転車通行帯」を加え、同条第5項中「の車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第7条の次に次の1条を加える。

（自転車通行帯）

第7条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第8条第1項中「又は第4種の道路」を「（第4級及び第5級を除く。次項において同じ。）又は第4種（第3級及び第4級を除く。同項において同じ。）の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」に改め、同条第2項中「道路（」を「道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの（」に改める。

第9条第1項中「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加える。

第10条第1項中「自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」を加える。

第30条第2号中「見とおす」を「見通す」に改め、同条第3号中「車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第39条第1項及び第2項中「第7条」の次に「、第7条の2第3項」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の第3種又は第4種の市道については、この条例による改正後の岸和田市道路の構造の技術的基準を定める条例第7条の2並びに第8条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第33号

岸和田市消防関係事務手数料条例の一部改正について

岸和田市消防関係事務手数料条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 2 年 2 月 20 日 提出

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例

岸和田市消防関係事務手数料条例（平成24年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第9号イ中「又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」を「、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第34号

岸和田市下水道条例の一部改正について

岸和田市下水道条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 2 年 2 月 20 日 提出

岸和田市長 永 野 耕 平

岸和田市下水道条例の一部を改正する条例

岸和田市下水道条例（昭和43年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「について」を「に係る」に、「の規定を適用する場合は」を「に掲げる項目に関する水質の基準については、それらの施設から排除される汚水の合計量がその終末処理場（流域関連公共下水道（法第6条第4号に規定する流域関連公共下水道をいう。以下同じ。）にあつては、当該流域関連公共下水道が接続する流域下水道の処理施設。以下この項及び第13条の2第2項において同じ。）で処理される汚水量の4分の1以上であると認められるとき、その終末処理場に達するまでに他の汚水により十分に希釈されることができないと認められるとき、その他やむを得ない理由があるときは」に改める。

第13条の2第2項中「に係る特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者については、」を「の用に供する施設から公共下水道に排除される下水に係る」に、「の規定」を「に掲げる項目に関する水質の基準については、それらの施設から排除される汚水の合計量がその終末処理場で処理される汚水の量の4分の1以上であると認められるとき、その終末処理場に達するまでに他の汚水により十分に希釈されることができないと認められるとき、その他やむを得ない理由があるときは、前項の基準」に、「を適用する」を「とする」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の岸和田市下水道条例第12条第2項及び第13条の2第2項の規定は、この条例の施行日後に製造業又はガス供給業の用に供する施設から公共下水道に排除される下水について適用し、この条例の施行日前に製造業又はガス供給業の用に供する施設から公共下水道に排除される下水については、なお従前の例による。